

平成23年度総合防災訓練等について

8月30日（火）から9月5日（月）までの防災週間において、総合的な防災体制の充実強化と県民の防災意識の高揚を図るため、訓練や啓発活動を実施する。

なお、今年度の総合防災訓練は、岡山県と岡山市・倉敷市・備前市・瀬戸内市の四市が同一想定で連携した訓練を行う。

1 総合防災訓練について

(1) 目的

巨大地震の発生を想定し、地域住民と防災関係機関等が一体となった実践的訓練を実施することにより、県民・市民の防災意識の高揚と災害予防力の向上及び防災関係機関等の総合化された災害応急対応力の向上を図るとともに現行地域防災計画等の修正・見直し等の参考とする。

本訓練を県民・市民及び防災関係機関等が心をつなげて「安全・安心の岡山の実現に向けて巨大地震に立ち向かう第一歩」とする。

(2) 実施日時

平成23年9月4日（日）

- 実動訓練 9時40分～12時30分
- 体験・展示 9時20分～12時00分

(3) 実施場所

- ア 岡山県・岡山市 : 岡山操車場跡地
- イ 倉敷市 : 黒崎中学校及びその周辺地区
- ウ 備前市 : 岡山セラミックスセンター北広場及びその周辺地区
- エ 瀬戸内市 : 牛窓中学校及びその周辺地区
- ※ 県知事は、岡山操車場跡地での訓練に参加

(4) 提唱

- 岡山県防災会議 岡山市防災会議
- 倉敷市防災会議 備前市防災会議 瀬戸内市防災会議

(5) 参加団体等

約160団体・約1,400名

(車両：約110台、ヘリコプター：9機、航空機：1機、輸送艇・巡視艇：3隻)

(6) 想定

- 平成23年9月4日午前9時42分、和歌山県南方沖を震源域とするマグニチュード9.0の東海・東南海・南海の三連動地震が発生
- 県内では震度6弱以上を観測、県南部では被害の発生が相次ぎ、沿岸部では4m以上の大津波が到達

(7) 主な訓練内容等

- ア 津波被害想定地域における住民の避難訓練【倉敷市・備前市（津波避難ビルを活用）・瀬戸内市】
- イ ヘリコプター等を活用した情報の収集・映像伝送訓練
- ウ 被災者救出・応急対応訓練
 - ドクターヘリによるDMAT派遣【備前市】
 - 陸上自衛隊自走架柱橋を利用した緊急交通路の確保、救援物資等の輸送
 - 孤立化地区・島からの救出・救命・救護【倉敷市・備前市・瀬戸内市】
 - ヘリコプターによる津波避難ビルからの救出【備前市】
 - 海上保安部巡視艇と海・空自衛隊救難ヘリコプターとの連携による津波漂流者の救出【備前市・瀬戸内市】
 - 負傷者大量発生事態における緊急対処
負傷者の救出・トリアージ（治療優先順位付け）・応急措置、除染、負傷者の救護所への搬送等、交通規制、
- エ 被災者支援訓練（炊き出し、断水地域への給水等）
- オ ライフラインの応急復旧訓練
- カ 自助・共助訓練
放射線量の測定、土嚢作製、鳥取県災害応援隊の支援による応急担架作製・担架搬送・ロープワーク、自動体外式除細動器（AED）、飯ごう炊飯、簡易トイレの組み立て、ハザードマップの確認、起震車による震度体感、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板による安否確認
- キ 東日本大震災派遣活動の紹介（陸上自衛隊化学防護隊によるモニタリング等）

※ 【 】内は、訓練を実施する市・場所を表示。表示のないものは岡山操車場跡地で実施。

(8) 中止の連絡

気象状況等により訓練を中止する場合も想定されますので、当日のお問い合わせは、午前6時30分以降に危機管理課（086-226-7385, 7293）までお願いします。県（危機管理課）のホームページ（岡山県総合防災情報システム「お知らせ」欄等）にも掲載します。

2 普及・啓発活動の実施について

	行事名	月 日	場 所	概 要	備 考
備前局	防災パネル展	9月10日	児島湖流域下水道浄化センター	パネル・グッズ展示 パンフレット配布等 保存食試食	玉野市と共同で実施
備中局	防災パネル展	8月30日 ～9月4日	倉敷商店街 (びんお憩いの広場)	パネル・グッズ展示 パンフレット配布等	
	ラジオ広報		F Mくらしき	防災週間の周知・啓発	
美作局	消防・防災展	8月27日 ～8月28日	イオン津山	災害写真、非常持出品の展示、パンフレット配布等	津山市、津山圏域消防組合と共同で実施

その他、街頭啓発、庁舎へ懸垂幕の掲示、広報車による啓発等を実施

【参考】「防災週間」、「防災の日（9月1日）」について

「防災の日（9月1日）」は、関東大震災の発生日にちなんで、地震等の災害に対する日頃の備えの重要性などを周知するため、昭和35年に制定され、この日を含む前後一週間が「防災週間」として定められている。

水島コンビナート地区に係る防災計画の見直しについて

1 コンビナート防災体制

(1) 法体系と規制

石油コンビナート等災害防止法（石災法）により、コンビナート地区（特別防災区域）において、石油等を一定量以上貯蔵又は取り扱う事業所（特定事業所）に対する保安上の規制を行うとともに、事業所及び行政機関等による災害防止のための総合的な施策推進を図る。

また、消防法（石油等の危険物）、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法（毒劇法）等に基づき、関係行政機関が規制・指導等を行うことにより安全確保を図る。

(2) 行政機関の主な役割

国：施設等の保安基準・指針等の策定、海上災害対策、労働災害対策

県：石油コンビナート等防災本部の運営、高圧ガス保安法、毒劇法に基づく規制・指導

市：事業所防災体制の指導監督、消防法に基づく規制・指導、消火・救急活動、避難勧告

(3) 事業所の主な役割

- ・法令等に基づく施設設置・変更等の申請・届出
- ・保安規程の策定その他自主保安対策の実施
- ・自衛防災組織、共同防災組織の設置運営及び異常現象（事故等）の通報

(4) 石油コンビナート等防災本部

① 構成・役割

知事を本部長とし、国・県・市の関係機関、特定事業所等による協議会、防災関係機関等を本部員とする組織で、石災法に基づきコンビナート防災に関する総合的な施策を推進する。

② 事業

石油コンビナート等防災計画の作成・見直し、コンビナート総合防災訓練実施、防災に関する調査研究の推進、災害が発生した場合に国の行政機関等との連絡調整等を行う。

2 岡山県石油コンビナート等防災計画（水島地区）

(1) 目的・方針

石災法に基づき、岡山県石油コンビナート等防災本部が、水島コンビナート地区に係る災害の未然防止又は発生した災害の拡大防止のため、関係機関の役割明確化と連携推進を図り、もって住民を災害から保護する目的で作成している。

基本方針として、①関係事業所は災害の発生及び拡大防止に第一次的責任を有する ②災害防御の主眼は住民の安全対策を優先に行う ③防災関係機関は相互連携を密にする と規定。

なお、コンビナート地区は、地域防災計画の範囲外として、本計画で取り扱うこととされる。

(2) 構成

石災法に基づき、本計画では主に以下の事項について定めている。

- ① 総論：目的・基本方針、地区の現況、関係機関の役割分担
- ② 災害予防計画：行政機関の指導・監督、関係事業所の予防対策（物質別・災害別等）
- ③ 災害基本想定：火災、爆発、有毒ガス漏洩、流出油、地震、津波、高潮